

院内規程



- ◆社会医療法人愛仁会高槻病院公的研究費取扱規程
- ●社会医療法人愛仁会高槻病院における研究活動に関する 行動規範
- ◆社会医療法人愛仁会高槻病院不正防止計画

参照先URL(臨床研究センターHP)

https://takatsuki.aijinkai.or.jp/for_medical/ clinical research.html

文部科学省ガイドライン

●研究活動における不正行為への対応等に関する ガイドライン(URL)

https://www.mext.go.jp/b_menu/ houdou/26/08/1351568.htm

責任体制

● 最高管理責任者:院長



● 統括管理責任者:副院長又はそれに準ず

●コンプライアンス推進責任者(研究倫理 教育責任者):臨床研究センター長

研究活動上の不正行為



●特定不正行為

※文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

#日 存在しないデータ、研究結果等を作成すること

ひざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、 データ、研究活動によって得られた結果等を真

正でないものに加工すること

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切

な表示なく流用すること

●その他の不正行為

不適切なオーサーシップ:研究論文の著者としての要件を満たさない者 を著者として記載すること、著者としての要件を満たす者を著者として 記載しないこと、又は本人の承諾なしに著者に加えること

二重投稿:すでに学術雑誌等に発表された、又は投稿中の論文と本質的 に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿すること

不正行為の証拠隠滅・立証妨害:研究活動上の不正行為が指摘された際 の、当該不正行為の証拠隠滅及び立証妨害

処分

- ●不正行為に関与した研究者への措置
- 競争的資金等の交付内定の取り消し、返還
- 競争的資金等への申請及び参加資格の制限(1年~10年)
- ・法人規程に基づく処分:懲戒
- ・法律上の処分:法人又は配分機関から民事または刑事告訴を受ける ことがあります
- ●当院への措置
- ・管理条件の付与、間接経費等の削減、配分停止

「特定不正行為」と認定された場合、当該事案の概要及び研究・配分機 関における対応などが一覧化されて公開されます

研究活動を行う上での研究者の責務

● 公正な研究

科学研究の実施は社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自 覚し、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能とする研究管理を行 うこと

●研究成果の発表

研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提 示しつつ、科学者コミュニティへ公開すること

●法令の遵守

研究の実施にあたり、法令や関係規則を遵守すること



●説明責任

研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己 の責任において、科学的根拠を示して説明すること

当院の取り組み

- ●責任体制の明確化
- ・機関としての責任体制を明確にするために、院長を最高管理責任者と する管理体制を整備しています
- ●不正行為を抑止する環境整備
- 研究倫理教育の実施等
- ・ 一定期間のデータ保存と必要に応じた開示
- 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化
- ●不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施
- ●情報公開・共有化
- ・不正防止の取組みに関する当院の方針の公表

相談・通報窓口



●研究活動に関する相談窓口

臨床研究センター 臨床研究センター長

Email:yoshikawa.norishige@aijinkai-group.com

●研究活動の不正行為に関する相談・通報窓口

内部監查室 内部監查室室長

Email:tgh-rinsyoukenkyu@ajk.takatsuki-hp.or.jp

※通報者は「社会医療法人愛仁会高槻病院における研究活動に係る不正 行為の取り扱いに関する要領」に基づき、不利益な取扱いを受けること がないよう保護されます

研究費の不正使用



院内規程

- ◆社会医療法人愛仁会高槻病院における公的研究費の 不正防止対策の基本方針
- ◆社会医療法人愛仁会高槻病院における公的研究費の 使用に関する行動基盤
- ◆社会医療法人愛仁会高槻病院における研究活動に関する 行動規節
- ◆社会医療法人愛仁会高槻病院公的研究費取扱規程
- ◆社会医療法人愛仁会高槻病院不正防止計画

参照先URL(臨床研究センターHP)

https://takatsuki.aijinkai.or.jp/for_medical/clinical_research.html

文部科学省ガイドライン

◆研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準) (URL)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm

責任体制



◆ 最高管理責任者:院長

◆ 統括管理責任者:副院長又はそれに準

ずる者

◆ コンプライアンス推進責任者 : 臨床研

究センター長

研究費の不正使用

◆物品費の不正: **架空発注・品名替**え 書類の改ざん・期ずれ

◆人件費の不正:**架空人件費**



◆旅費の不正:カラ出張・水増し請求

二重受給・私的流用

処分

◆不正使用に関与した研究者への措置

- ・競争的資金等の交付内定の取り消し、返還
- ・競争的資金等への申請及び参加資格の制限(1年~10年)
- ・法人規程に基づく処分: 懲戒
- ・法律上の処分:法人又は配分機関から民事または刑事告訴を 受けることがあります

◆当院への措置

・管理条件の付与、間接経費等の削減、配分停止

相談・通報窓口

◆研究費の使用に関する相談窓口

 臨床研究センター
 研究センター事務科

 Email:tgh-rinsyoukenkyu@ajk.takatsuki-hp.or.jp

◆研究費の不正使用に関する相談・通報窓口

内部監査室 内部監査室室長

Email:tgh-rinsyoukenkyu@ajk.takatsuki-hp.or.jp



※通報者は「社会医療法人愛仁会高槻病院における研究活動に係る不正行為の取り扱いに関する要領」に基づき、不利益な取扱いを受けることがないよう保護されます

研究費を使用する上での研究者の責務

◆法令等の遵守

研究者は、研究費の管理及び使用にあたり、法令及び当院の諸規程を遵 守し、研究費の最も効果的かつ効率的な方法で使用するよう努めること

◆ 研究費の適正な使用と管理



研究費は公的なお金であり、不正使用が、当院全体の事業の停滞と社会的信頼を傷つける行為であることをよく 認識すること

当院の取り組み

◆ 責任体系の明確化

機関としての責任体制を明確にするために、院長を最高管理責任者とする管理体系を整備しています

◆適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- ・コンプライアンス教育・啓発活動実施等
- ・ルールの明確化・統一化、職務権限の明確化:研究費の使用に関するルールを整備し、「公的研究費使用ハンドブック」「公的研究費等事務処理要領」等を通じ、周知を図っています
- 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の 透明化

◆不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

・研究費の適正な運用及び管理体制を整備するために「社会医療法人愛 仁会高槻病院不正防止計画」を策定し、継続的に見直しつつ着実に実 施しています

◆研究費の適正な運営・管理

- ・ 発注システム/ 取引業者からの誓約書の徴収
- · 全品検収
- ・ 非常勤雇用者の雇用管理
- ・換金性の高い物品の管理

◆情報発信・共有化の推進

- ・研究費のしように関するルールについての相談窓口の設置
- ・当院の不正への取組に関する方針の公表

◆モニタリング・監査制度の整備